

様式第1号(第5条関係)

(表)

第 号
放置自転車等移動命令書
自転車等利用者 様
下関市長 印
ここは、自転車等放置抑制区域 です。自転車及び原動機付自転車 (以下「自転車等」といいます。) は至急移動してください。 このまま6時間を超えて自転車 等を放置した場合は、下関市自転 車等の放置防止に関する条例第1 1条第4項の規定に基づき撤去し ます。 撤去された自転車等を返還す るときは、撤去及び保管に要した 費用を徴収します。
自転車：2,000円 原動機付自転車：3,000円 年 月 日 時 分
下 関 市

(裏)

(教示)

- この処分について不服がある場合
は、この処分があったことを知った
日の翌日から起算して3か月以内に、
下関市長に対して審査請求をするこ
とができます。
- この処分については、上記1の審査
請求のほか、この処分があったこと
を知った日の翌日から起算して6か
月以内に、下関市を被告として(訴訟
において下関市を代表する者は下関
市長となります。)、処分の取消しの
訴えを提起することができます。な
お、上記1の審査請求をした場合に
は、処分の取消しの訴えは、その審
査請求に対する裁決があったことを
知った日の翌日から起算して6か月
以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前
に、この処分(審査請求をした場合に
は、その審査請求に対する裁決)が
あった日の翌日から起算して1年を
経過した場合は、審査請求をするこ
とや処分の取消しの訴えを提起する
ことができなくなります。なお、正
当な理由があるときは、上記の期間
やこの処分(審査請求をした場合に
は、その審査請求に対する裁決)が
あった日の翌日から起算して1年を
経過した後であっても審査請求をす
ることや処分の取消しの訴えを提起
することが認められる場合があります。

備考 命令書の大きさは、縦120mm×横60mmとする。

様式第2号（第6条関係）

（表）

身 分 証 明 書	
(写 真)	所 属 氏 名
	生 年 月 日
	上記の者は、下関市自転車等の放置防止に関する条例第11条に定める放置自転車等に対する措置及び第27条に定める立入検査に携わる職員であることを証明する。
有効期限 年 月 末まで	年 月 日
下関市長 印	

（裏）

下関市自転車等の放置防止に関する条例（抜粋）
<p>（放置自転車等に対する措置）</p> <p>第11条 市長は、放置禁止区域等に自転車等を放置しようとしている者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動するよう指導することができる。</p> <p>2 市長は、放置禁止区域に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。</p> <p>3 市長は、放置抑制区域に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動するよう命ずることができる。</p> <p>4 市長は、前項に規定する命令を行ったにもかかわらず、放置抑制区域に規則で定める期間を超えてなお自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。</p> <p>5 市長は、第2項又は前項の規定により自転車等を撤去しようとする場合において、当該自転車等が標識柱、防護さく等に係留されており、撤去することが困難なときは、当該自転車等の係留器具等の切断その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、市は、当該措置によって生じた損害の賠償について、その責めを負わないものとする。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第27条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、又は検査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

備考 身分証明書の大きさは、縦 55mm × 横 91mm とする。

様式第3号（第8条関係）

放置自転車等引取通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなたが利用又は所有していると思われる 自 転 車
原動機付自転車 を下関市自転車等の
の放置防止に関する条例に基づき、 年 月 日に撤去し、保管して
いますので、 年 月 日までに引き取りに来てください。保管期限
を過ぎると、当該自転車等の所有権は下関市に帰属します。

なお、撤去・保管に関する告示の日から3月を経過しても引き取りに来られない
場合は、当該自転車等を売却し、その代金を保管することがあります。

1 保管場所

保管場所見取図

2 返還可能な日時

3 返還の際に必要なもの

- ・本通知書
- ・自転車等の鍵
- ・身分証明書
- ・印鑑

4 返還の際に、撤去・保管に要した費用を納付していただきます。

自 転 車：2,000円

原動機付自転車：3,000円

5 連絡先

整理番号：

様式第4号（第10条関係）

（表）

放置自転車等返還申請書兼受領書

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

申請者 住所 _____

氏名 _____ ⑩ 電話番号 _____

利用者又は所有者との関係 本人・家族・その他（ _____ ）

下記のとおり返還を申請いたします。

記

整理番号	（引取通知書をお持ちの方は記入してください。）
所有者情報	（申請者が利用者又は所有者本人でない場合は記入してください。） 住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
返還を受けようとする物	<input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 売却代金 （引取通知書をお持ちでない方は、裏面の必要事項を記入してください。）

以上

受 領 書

（宛先）下 関 市 長

年 月 日

自 転 車
上記の 原動機付自転車 を確かに受領いたしました。
売 却 代 金

氏名 _____ ⑩

注1 該当する□にレ印を記入してください。

2 氏名自筆の場合は、押印は不要です。

3 本人以外の方が申請書を提出する場合は、委任状を添付してください。

(裏)

※引取通知書をお持ちでない方は以下の太枠内に記入してください。

放置した場所		周辺	
放置した日		年 月 日	
車 種		<input type="checkbox"/> 自転車	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車
自 転 車 等 の 特 徴	種 類	<input type="checkbox"/> スポーツ車 <input type="checkbox"/> マウンテンバイク <input type="checkbox"/> 軽快車 <input type="checkbox"/> 折畳み	
	色		
	メーカー		
	防犯登録 番号等	(防犯登録番号) (車体番号)	(ナンバープレート)
	氏名等の 表示	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
	その他の 特徴		

注1 該当する□にレ印を記入してください。

2 該当しない箇所及び不明な箇所は空白にしてください。

担当者記入欄

本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他の身分証明書 ()		
所有権等確認	<input type="checkbox"/> 自転車等の鍵 <input type="checkbox"/> 引取通知書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
費用の徴収	<input type="checkbox"/> 徴収 (円) <input type="checkbox"/> 免除		
返還したもの	<input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 売却代金 (円)		
返 還 日	年 月 日	返還担当者	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5号（第11条関係）

撤去保管費用納付免除申請書

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

申請者 住所 _____

氏名 _____ ⑩ 電話番号 _____

利用者又は所有者との関係 本人・家族・その他（ _____ ）

下記のとおり撤去保管費用納付の免除を申請します。

記

整 理 番 号	(引取通知書をお持ちの方は記入してください。)
免除を受けようとする費用の額	<input type="checkbox"/> 自 転 車：2,000円 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車：3,000円
免除を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 出張、旅行その他の理由で市外にいる間に自転車等の盗難にあったため、盗難届を提出することができなかったから。 <input type="checkbox"/> その他 〔 _____ 〕

注1 該当する□にレ印を記入してください。

2 免除を受けようとする場合は、その理由を証明する資料を提出してください。

3 氏名自筆の場合は、押印は不要です。

4 本人以外の方が申請書を提出する場合は、委任状を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6号（第11条関係）

撤去保管費用納付免除可否通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなたが 年 月 日に申請した自転車等の撤去及び保管に要した費用の納付免除について、下記のとおり認めます。

記

費用の納付免除	可・否
理 由	
そ の 他	

様式第7号（第13条関係）

特例措置（変更）承認申請書

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

設置者 住所

氏名

⑩

〔法人にあつては主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

下関市自転車等の放置防止に関する条例第21条第2項の規定により、次のとおり申請します。

施 設	所在地	山口県下関市				
	名称					
	主な用途					
	施設面積	小売店舗 m ²	金融機関 m ²	遊技場 m ²	その他の大規模な施設 m ²	合計 m ²
附置義務台数	台					
2万m ² を超える部分に係る台数	台					
対 象 自 転 車 等 駐 車 場	所在地	山口県下関市 (施設までの距離：約 m)				
	所有者又は 管理者	住所： 氏名： (法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名) 電話番号：				
	規模	自 転 車 台	原 動 機 付 自 転 車 台	合 計 台		
2万m ² を超える部分に係る台数 台 ≤ 対象自転車等駐車場の規模 台						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8号（第13条関係）

特例措置承認通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



年 月 日に申請のありました自転車等駐車場の附置の特例については、下関市自転車等の放置防止に関する条例第21条第1項の規定に該当するので、下記のとおり承認します。

記

施設	所在地	山口県下関市				
	名称					
	主な用途					
	施設面積	小売店舗 m ²	金融機関 m ²	遊技場 m ²	その他の大規模な施設 m ²	合計 m ²
附置義務台数	台					
2万m ² を超える部分に係る台数	台					
対象自転車等駐車場	所在地	山口県下関市 (施設までの距離：約 m)				
	所有者又は管理者	住所： 氏名： (法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名) 電話番号：				
	規模	自転車 台	原動機付自転車 台	合計 台		
特例措置を認める台数	台					

様式第9号（第16条関係）

自転車等駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

設置者 住所

氏名

⑩

〔法人にあつては主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

下関市自転車等の放置防止に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築				
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
施 設	所 在 地	山口県下関市			
	名 称				
	主 な 用 途				
	施 設 面 積	小売店舗 m ²	金融機関 m ²	遊 技 場 m ²	その他の大規模な施設 m ² 合 計 m ²
自 規 模	位 置	<input type="checkbox"/> 施設の敷地内 <input type="checkbox"/> 施設の敷地外（施設の敷地までの距離： m）			
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	合 計		
駐 車 場	台	台	台		
	附置義務台数(A)	台			
	既設自転車等駐車場(B)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 台			
	特例措置の適用(C)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 台（ 年 月 日付下関市指令第 号）			
	新たに設置する台数(A)-(B)-(C)	台			
構 造 ・ 設 備	<input type="checkbox"/> 平置き <input type="checkbox"/> 特殊な装置（ラック等）を用いる				
管 理 者	住所： 氏名： （法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名） 電話番号：				

- 注1 届出に当たっては、自転車等駐車場の位置図等必要な図書を添付してください。
2 該当する□にレ印を記入してください。
3 附置義務台数(A)の欄には、条例第17条から第19条までの規定により設置しなければならない自転車等駐車場の規模を記入してください。
4 管理者の欄は、設置者と管理者が異なる場合に記入してください。
5 変更届出の場合は、変更箇所を朱書してください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第10号（第17条関係）

命令に対する弁明の機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなたが所有又は管理する下記の自転車等駐車場は、下関市自転車等の放置防止に関する条例第 条第 項の規定に違反しているため、同条例第28条の規定により必要な措置を講ずるよう命ずることとなります。

つきましては、この処分に先立ち、下記のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがある場合は、自転車等駐車場に関する命令に対する弁明書（様式第12号。以下「弁明書」といいます。）を提出してください。

記

1 所有者又は管理者の住所及び氏名	
2 自転車等駐車場の所在地	
3 原因となる事実	
4 予定される命令の内容	
5 弁明書の提出先	
6 弁明書の提出期限	年 月 日（ ）まで

備考

- 1 弁明書と併せて証明書類等を提出することができます。
- 2 提出期限までに弁明書の提出が無い場合は、弁明の機会を失います。

様式第11号（第17条関係）

自転車等駐車場に関する命令に対する弁明書

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

提出者 住所

氏名 ㊦

〔法人にあつては主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

下関市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第17条第2項の規定により、下記のとおり弁明します。

記

1 自転車等駐車場の所在地	
2 命令の内容に対する弁明	
3 そ の 他 の 意 見	
4 証拠資料等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。

様式第12号（第17条関係）

自転車等駐車場に関する命令書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなたが所有又は管理する自転車等駐車場は、下関市自転車等の放置防止に関する条例第 条第 項の規定に違反しているため、同条例第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう命じます。

記

1 所有者又は管理者の住所及び氏名	
2 自転車等駐車場の所在地	
3 命令の内容	
4 命令の理由	
5 履行期限	年 月 日（ ）まで

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として(訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号（第18条関係）

公表に対する意見陳述の機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなたは、所有又は管理する自転車等駐車場について、下関市自転車等の放置防止に関する条例第29条第 号の規定に該当するため、同条の規定により公表を行うこととなります。

つきましては、公表に先立ち、下記のとおり意見陳述の機会の付与しますので、意見を述べたいことがある場合は、公表に対する意見陳述書（様式第14号。以下「意見陳述書」といいます。）を提出してください。

記

1 公表の内容	
2 公表をする理由	
3 公表予定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで ただし、条例第29条第2号に該当する場合において、当該命令に従い必要な措置を講じたときは、その時点で公表を終了します。
4 公表の方法	ア 市役所前の掲示場への掲示及び市のホームページへの掲載 イ その他市長が必要と認める方法 ()
5 意見陳述書の提出先	
6 意見陳述書の提出期限	年 月 日（ ）まで

備考

- 1 意見陳述書と併せて証明書類等を提出することができます。
- 2 提出期限までに意見陳述書の提出が無い場合は、意見陳述の機会を失います。

様式第14号（第18条関係）

公表に対する意見陳述書

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

提出者 住所

氏名 ㊟

〔 法人にあつては主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

下関市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第18条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

1 自転車等駐車場の所在地	
2 公表に対する意見	
3 その他の意見	
4 証拠資料等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。

様式第15号（第18条関係）

公表通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市自転車等の放置防止に関する条例第29条の規定に基づき、下記のとおり公表しますので通知します。

記

1 公表の内容	
2 公表をする理由	
3 公表予定期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで ただし、条例第29条第2号に該当する場合において、当該命令に従い必要な措置を講じたときは、その時点で公表を終了します。
4 公表の方法	ア 市役所前の掲示場への掲示及び市のホームページへの掲載 イ その他市長が必要と認める方法 ()

